更生担保権者が、通知を受けた後３ヶ月以内に、当社に対し、より高い価格での購入希望者で支払が確実な者を書面で紹介した場合、当社は裁判所の許可を得て、その者に当該不動産を売却する。

更生担保権者が３ヶ月以内に上記紹介をしなかった場合、又はその期限前でも更生担保権者が同意した場合、当社は通知したところに従って、裁判所の許可を得て、当該不動産を売却する。

ウ　更生担保権者は、当社からの上記イ記載の売却通知がない場合であっても、換価予定不動産の売却を求めることができる。

この場合、更生担保権者は、当社に対し、対象不動産、購入価額、見込まれる担保弁済額、購入条件を明記した書面による通知を行う。当社は、当該通知を受けた後、３ヶ月以内に当該通知記載の見込まれる担保弁済額を超える価格で売却する旨の申し出を行わない限り、更生担保権者の通知を受諾したものとし、裁判所の許可を得て、更生担保権者の通知記載の購入希望者に当該不動産を売却する。

③　担保弁済額

本節２における「担保弁済額」とは、不動産売却代金（消費税を除く）から下記Ａを控除し、下記Ｂを加算した金額をいう。同順位の担保権が存する場合は、その金額を、当該不動産にかかる確定した更生担保権額を基準に按分する（１円未満は切り捨てる）。

Ａ　控除する費用（当社が負担するものに限る）

ア）売主負担の仲介手数料

イ）売主負担の契約書印紙代、領収書印紙代

ウ）売主負担の測量費、解体撤去費、土壌調査費、土壌改良費

エ）売主負担の担保権登記抹消費用

オ）申立日（平成21年２月19日）以降の当該不動産にかかる火災保険料・共益費・警備費等の担保不動産の維持管理費。ただし、当社が現に事業に使用していた期間にかかるものは、当社が負担するものとし、控除しない。

カ）同日以降の当該不動産にかかる固定資産税、都市計画税、地価税、特別土地保有税等の公租公課。ただし、当社が現に事業に使用していた期間にかかるものは、当社が負担するものとし、控除しない。

キ）当該不動産の譲渡益にかかる法人税、地方税等の税金（ただし、当該事業年度の現実の課税額を上限とし、複数の物件売却がなされた場合は、当該事業年度における各更生担保権者毎の通算譲渡益に対応する税金相当額を、個別の譲渡益の金額を基準に按分して控除する。）。

ク）その他売却に関連して売主が負担した費用

Ｂ　加算する果実（当社が現実に収受したものに限る）

ケ）申立日以降に生じた当該不動産にかかる果実（第三者から収受する賃料等。）。

④　担保権の放棄等

ア　更生担保権者は、いつでも、当社に対する書面による意思表示により、担保権を放棄することができる。

イ　上記アにより放棄された担保権にかかる更生担保権額については、更生担保権不足額に準じて本節２⑵①ウの定めを適用する。ただし、債務免除の時期は、上記放棄時点とする。

ウ　平成26年９月末日までに売却できなかった担保不動産にかかる更生担保権は、平成26年10月１日付けで、更生担保権者に対し更生担保権額をもって代物弁済する。

エ　更生担保権者が、上記アにより担保権を放棄する場合、又は上記ウにより代物弁済を受ける場合、平成21年３月31日以降の当該不動産にかかる維持管理費、及び同日以降に生じた当該不動産にかかる果実（第三者から収受する賃料等）等の精算を行わない。

３　継続使用予定の不動産等にかかる更生担保権の権利の変更及び弁済方法

⑴　確定債権

合計１件	合計　387,703,000円 （内訳） 元本　387,703,000円 更生手続開始決定の日までの利息・損害金等 0円 更生手続開始決定の日以降の利息・損害金等 額未定	別表8―3

⑵　権利の変更及び弁済方法

継続使用予定の不動産及び船舶（別表12―３「存続する担保権一覧表（継続使用予定不動産・船舶）」）にかかる更生担保権については、平成22年４月末日から平成28年４月末日まで毎年４月末日限り７回均等分割で、その全額を弁済する。

なお、更生担保権にかかる開始後利息等は、更生計画認可決定時に全額免除を受けるものとする。

４　リースにかかる更生担保権の権利の変更及び弁済方法

⑴　確定債権

合計22件	合計　125,645,617円 （内訳） 元本　125,645,617円 更生手続開始決定の日までの利息・損害金等 0円 更生手続開始決定の日以降の利息・損害金等 額未定	別表8―4

⑵　権利の変更及び弁済方法

リース（別表12―４「存続する担保権一覧表（リース）」にかかる更生担保権については、平成22年４月末日から平成24年４月末日まで毎年４月末日限り３回均等分割で、その全額を弁済する。

なお、更生担保権にかかる開始後利息等は、更生計画認可決定時に全額免除を受けるものとする。

５　約束手形にかかる更生担保権の権利の変更及び弁済方法

⑴　確定債権

合計４件	合計　1,235,714,298円 （内訳） 元本　1,224,084,307円 更生手続開始決定の日までの利息・遅延損害金等　11,629,991円 更生手続開始決定の日以降の利息・損害金等 額未定	別表8―5

⑵　権利の変更及び弁済方法

①　約束手形（別表12―５「存続する担保権一覧表（約束手形）」）にかかる更生担保権のうち、更生計画認可決定日までに手形金の支払いがなされているものについては、本節１⑴「更生計画認可決定までに預金質権に担保変換済みの更生担保権」に準じて取り扱い、更生計画認可決定日から１ヶ月以内に、確定更生担保権額を一括弁済する。

②　上記①以外の約束手形にかかる更生担保権については、更生計画認可決定日の翌日に当該約束手形を確定更生担保権額（ただし、一部手形金の支払いがなされたときはその支払額を控除する）で代物弁済する。なお、当該約束手形につき、当社は何らの担保責任も負担しない。